



全長12m以上の船舶
には、**掲示義務**があります！

ご存知ですか？

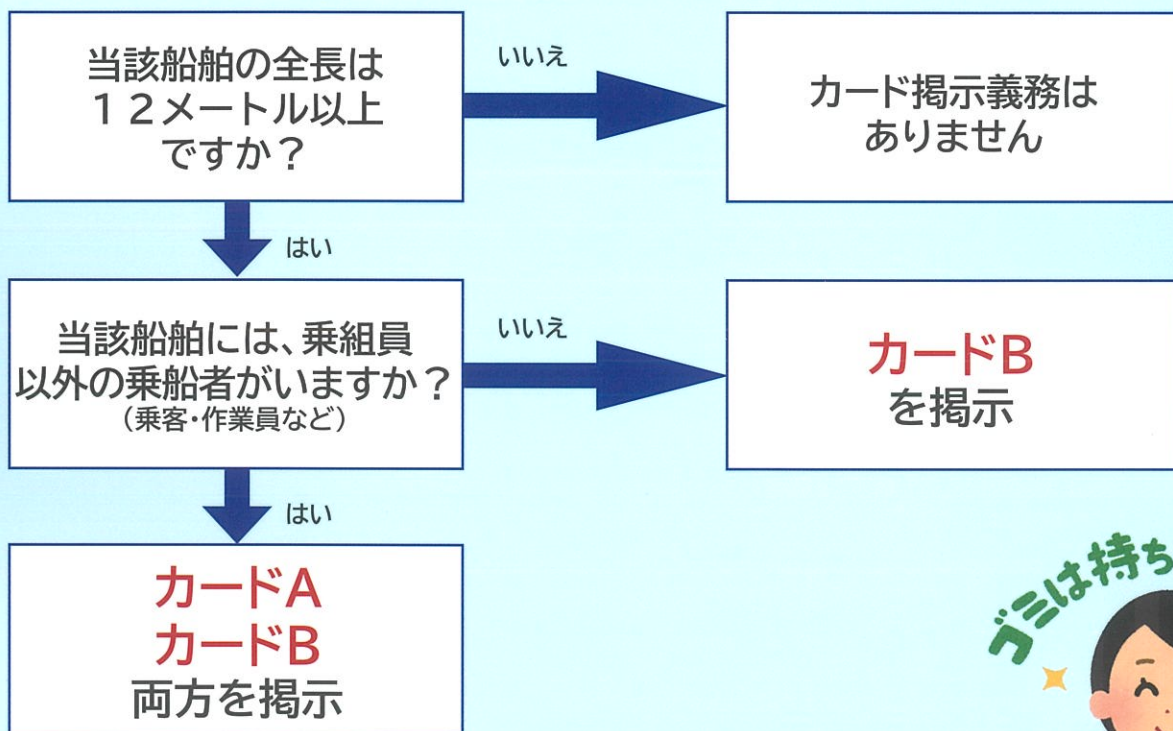
2013年1月1日に改正された、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により船舶からの廃棄物(ゴミ)の海洋投棄が厳しく制限されました。

カードの掲示義務

(廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項)

があります！

カード掲示義務の有無に関する判断チャート



カードA

全長12m以上の船舶であって、乗組員以外に乗客・作業員などが乗船する可能性のある船舶
(フェリー、旅客船、プレジャーボート、ヨット、遊漁船、作業船等)

【廃棄物の海洋投棄の禁止】を周知するもの
掲示場所・・・乗客・作業員などが見やすい場所

カードB

全長12m以上の全ての船舶
【船舶からの廃棄物排出基準】を周知するもの
掲示場所・・・乗組員が見やすい場所

その他 最大搭載人員15名以上の船舶は、「船舶発生廃棄物汚染防止規程」を船内に備えなければなりません。



裏面が「カードA・B」となっております。
必要に応じてご使用ください。